

◎予防接種法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表
 ○予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分、網掛け部分は修正部分）

修正案	修正案	現行
<p>(定義) 第二条〔略〕 2 この法律において「A類疾病」とは、次に掲げる疾病をいう。</p> <p>一〇八〔略〕 九 Hib 感染症 十 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。） 〔削る〕 十一 前各号に掲げる疾病のほか、人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令</p>	<p>(定義) 第二条〔略〕 2 この法律において「A類疾病」とは、次に掲げる疾病をいう。</p> <p>一〇八〔略〕 九 Hib 感染症 十 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。） 〔ヒトパピローマウイルス感染症〕 前各号に掲げる疾病のほか、人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令</p>	<p>第二条〔略〕 2 その発生及びまん延を予防することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病（以下「A類疾病」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇八〔略〕 〔新設〕 九 前各号に掲げる疾病のほか、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病 〔新設〕</p>

HPV 削る

状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令